

令和4年4月26日

■■■■ 様

いつも都政運営にご理解ご協力いただき有難うございます。  
開示決定等の期間を延長しましたので、通知書を送付させていただきます。  
ご確認いただきますよう、よろしくお願い致します。

東京都主税局徴収部徴収指導課徴収指導班

課長代理 ■■■■

電話 直通 03-5388-3024

4主徴徴第30号  
令和4年4月26日

## 開示決定等期間延長通知書

様

東京都知事  
小池百合子



令和4年3月17日付けの開示請求について、東京都情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1 公文書の件名	徴収吏員のためのマニュアルその他の手引きであって、差押債権等の特定の例その他徴収関係の様式等の記載の例を掲載するもの。なお、当該公文書の一部のみが該当する場合であっても、当該公文書の全部の開示を希望します。 (参考) 大阪府について同様の開示請求を行ったところ、『徴収関係様式記載例集(改訂版)』(平成30年3月大阪府財務部税務局徴税対策課)の開示を受けた。
2 東京都情報公開条例第12条第1項の規定による決定期間	令和4年 3月 18日 から 令和4年 4月 26日 まで  ただし、補正に係る期間(令和4年3月23日から令和4年4月18日まで、27日間)を含む。
3 延長後の決定期間	令和4年 3月 18日 から 令和4年 5月 16日 まで
4 延長の理由	一度に多くの種類の開示請求があり、開示請求に係る公文書を短期間に検索することが困難であるため。
5 事務担当課	主税局 徴収部 徴収指導課  電話 03-5388-3024 内線28-531
6 備考	東京都情報公開条例第12条第1項の規定による決定期間について、補正に係る期間(令和4年3月23日から令和4年4月18日まで、27日間)を含む。

(日本産業規格A列4番)